昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六〇
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八四九
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五〇
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四三
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九〇

別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二〇
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五六
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七八
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二八九
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和二十五年四月二日以後に生まれた者	一・二九〇

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。附則第五条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

附則別表第五号中「平成二十八年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同号に次のように加える。

平成二十七年度	○・○○八

別表に次のように加える。

平成二十七年度	○・○○八

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。附則第六条において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・七七六」を「八・七八六」に、「八・二六六」を「八・二七六」に、「七・七八三」を「七・七九二」に、「七・三二五」を「七・三三四」に、「六・八九一」を「六・八九九」に、「六・四八〇」を「六・四八七」に、「六・〇九〇」を「六・〇九七」に、「五・七二〇」を「五・七二七」に、「五・三七〇」を「五・三七六」に、「五・〇三八」を「五・〇四四」に、「四・七二三」を「四・七二九」に、「四・四二五」を「四・四三〇」に、「四・一四二」を「四・一四七」に、「三・八七四」を「三・八七九」に、「三・六二〇」を「三・六二四」に、「三・三七九」を「三・三八三」に、「三・一五一」を「三・一五五」に、「二・九三四」を「二・九三八」に、「二・七二九」を「二・七三三」に、「二・五三五」を「二・五三八」に、「二・三五一」を「二・三五四」に、「二・一七六」を「二・一七九」に、「二・〇一〇」を「二・〇一三」に、「一・八五三」を「一・八五六」に、「一・七〇五」